

本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（生活衛生課）

一 趣旨

旅館業法等の一部改正を踏まえ、旅館業の施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準を改めるとともに、規定の整備をするものである。

二 内容

- (一) 採光及び照明の措置基準を改正
- (二) ホテル営業の構造設備基準を削除し、旅館営業の基準を元にホテル営業及び旅館営業を統合した旅館・ホテル営業の構造設備基準に改正
- (三) 和式の構造設備基準の削除
- (四) 旅館・ホテル営業の玄関帳場の受付台の数値基準を削除
- (五) 直接面接せずに宿泊手続きを行う設備を有しないという基準の削除
- (六) 政省令と矛盾している客室の面積規定を削除

三 施行期日

公布の日